

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都足立区新田一丁目10番19号

氏 名 都築鋼産株式会社

代表取締役 都築基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事

大澤 正明



許可の年 月 日 平成 24年 8月 27日

許可の有効期限 平成 29年 8月 26日

複
写
不
可

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（焼却）①廃油・揮発油等（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（焼却）の設置場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒653番1、653番2及び653番3

イ 中間処理施設（焼却）の設置年月日

平成 9年 7月 22日

中間処理施設（焼却）の許可年月日及び許可番号

平成 8年 9月 13日 群馬県第84-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 焼却

産業廃棄物の種類及び能力

廃油・揮発油等 [21.1m³/24h]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県邑楽郡明和町下江黒653番1、653番2及び653番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管容量 10.8m³

3 許可の条件

なし

殿	
宛名及び確認印の無いものについては当社が発行した許可証（写し）ではありません。	
都築鋼産株式会社	確認印

4 許可の更新、変更の状況

平成 9年 8月 27日	新規許可
平成 14年 8月 27日	更新許可
平成 19年 8月 27日	更新許可
平成 24年 8月 27日	更新許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

複
写
不
可